

KADOTA-Office.com 2009.05

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758

今月の写真:

八十八夜に実家の裏山にて *photo by Yoko Kadota*

指針改正で定められた派遣先企業の賠償責任

【雇用対策・労働環境】

いずれも平成 11 年に労働省（現在の厚生労働省）が定め、派遣元・派遣先が講じるべき事項を示した「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（以下「派遣元指針」）・「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（以下「派遣先指針」というものがあります。「派遣先指針」においては、派遣先企業が講じるべき事項として「派遣契約の解除の事前の申入れ」「派遣先における就業機会の確保」などが定められています。

このたび、この 2 つの指針が数年ぶりに見直され、今年の 3 月 31 日から適用されています。ここでは、この両指針について、どのような目的から、どのような改正が行われたのかを見ていきたいと思います。

◆指針改正の趣旨は？

昨今の不景気の影響により、労働者派遣契約の中途解除に伴う派遣労働者の解雇や雇止め等が、いわゆる「派遣切り」として新聞紙上でも大きく報道されています。

両指針の改正は、派遣元や派遣先が適切に対処することにより、派遣労働者の雇用の安全を確保しようという趣旨で行われました。厚生労働省は、改正された指針に基づき、派遣契約中途解除への適切な対応について「周知啓発」や「的確な指導監督」を進めていくこととしています。

◆改正指針の内容は？

今回の「派遣元指針」・「派遣先指針」の主な改正内容は次の通りです。

- (1) 派遣契約の中途解除に当たって、派遣元事業主は、まず休業等により雇いを維持するとともに、休業手当の支払い等の責任を果たすこと
- (2) 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により派遣契約を中途解除する場合は、休業等により生じた派遣元事業主の損害を賠償しなければならないこと
- (3) 派遣契約の締結時に、派遣契約に（2）の事項を定めること

◆「非正社員の安全網整備」がポイントに

マスコミ報道等でもご承知の通り、政府は 4 月上旬に「未来開拓戦略」と称する経済対策を明らかにしましたが、雇用に関係する分野では、非正社員への対策として 7,000 億円の基金を 3 年間の時限措置として設置し、雇用保険の受給資格のない失業者月に 10~12 万程度の職業訓練中の生活費を支給することを発表しました。

派遣社員のみならず、「非正社員全体の安全網整備」が重要なポイントであると、国も認識しているようです。

●新たに創設された「残業削減雇用維持奨励金」

“不況の影響により”大幅な減産となり、事業活動の縮小を余儀なくされた企業に対する助成制度としては、既に「中小企業緊急雇用安定助成金」等がありますが、要件が緩和されたこと等も影響して支給申請が急増しているようです。

そして、このたび、同じような目的から、上記制度の一環として、新たに「残業削減雇用維持奨励金」が創設されました。

この奨励金は、従業員の残業を削減することによって有期契約労働者や派遣労働者の解雇を回避し、雇用の安定（雇用の維持）を図ることが目的とされています。また、政労使で合意された、いわゆる「日本型ワークシェアリング」（残業の削減、休業、教育訓練、出向等により雇用維持を図ろうとするもの）を促進することが期待されています。

★派遣労働者を直接雇用に切り替えた場合の奨励金も創設されています。

★受給をお考えの方には、申請書類のより具体的な内容や留意点の確認のため、支給元（担当役所）もしくは当事務所までお問い合わせください。

●健康保険料率が都道府県単位で変わります！（9 月分～）

平成 18 年に行われた健康保険法の改正により、平成 20 年 10 月に「全国健康保険協会」（通称：協会けんぽ）が設立され、運営がスタートしています。

従来、全国一律に設定されていた保険料率では、疾病予防等の地域の取組みにより医療費が低くなったとしても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されていました。そのため、国民健康保険や長寿医療制度（後期高齢者医療制度）と同様、都道府県単位の財政運営を基本とする改革が行われ、その一環として都道府県単位の保険料率が導入されました。

なお、平成 25 年 9 月までは、都道府県間の料率の差を小さくして保険料率を設定することとなっており（激変緩和措置）、平成 21 年度は実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が 10 分の 1 に調整されています。

都道府県ごとに定められた保険料率では、長野県が最も低く、北海道が最も高くなっていますが、全体的に見ると、比較的「南高北低」の傾向にあるようです。

ちなみに、宮城は 8.19% で導入前よりほんの少し低くなる予定です。

今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

私のふるさは静岡県藤枝市というところです。今月は、先のゴールデンウィークに帰省をした時に撮った一枚をご紹介します。この時期は新茶の季節、摘んだ茶葉を揉む香りが村全体に広がります。私が小さかった頃は、親戚一同本家の茶摘みに駆り出され、GW といっても遊んだ記憶はありません。朝早くから従兄弟・従姉妹たちと山に登り…

一番の楽しみはお昼ご飯とおやつ！
でしたけれど、それでも子供ながらにびくを片手に一芯三葉、右手中指を茶渋で黒くしながら摘んでいました。この部分、天ぷらにすると、ほんのりと苦味があって本当においしいですよ。今日は特別に、当時の写真を“小さめ”にご紹介します！（陽子）



Kadota office.com 2009.05

#発行: 2009 年 5 月 10 日 #編集・構成: Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>